一　地域再生計画の作成主体の名称　山陽小野田市
二　地域再生計画の名称　公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学整備及び活用事業
三　地域再生計画の区域の範囲　山陽小野田市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　観音寺市
二　地域再生計画の名称　観音寺市子育て支援施設整備計画
三　地域再生計画の区域の範囲　観音寺市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県
二　地域再生計画の名称　高知県防災関連産業振興事業
三　地域再生計画の区域の範囲　高知県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北九州市
二　地域再生計画の名称　小倉城周辺魅力向上計画
三　地域再生計画の区域の範囲　北九州市の区域の一部（小倉城周辺地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北九州市
二　地域再生計画の名称　北九州スタジアムを活用したラグビー等によるシビックプライド醸成計画
三　地域再生計画の区域の範囲　北九州市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　朝倉市
二　地域再生計画の名称　朝倉市「筑前の小京都秋月」観光振興プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　朝倉市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　小林市
二　地域再生計画の名称　小野湖利用推進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　小林市の区域の一部（須木区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　薩摩川内市
二　地域再生計画の名称　生き生きと働くまち薩摩川内応援プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　薩摩川内市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　薩摩川内市
二　地域再生計画の名称　薩摩國（さつまのくに）ブランドECプロジェクト事業
三　地域再生計画の区域の範囲　薩摩川内市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　薩摩川内市
二　地域再生計画の名称　薩摩川内市若者就労者奨学金返還支援プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　薩摩川内市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）